

改正

平成13年3月30日規則第48号

平成16年6月25日規則第43号

平成17年9月27日規則第46号

平成25年10月25日東京都板橋区規則第74号

平成30年3月29日東京都板橋区規則第24号

エコポリス板橋クリーン条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、エコポリス板橋クリーン条例（平成10年板橋区条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔平成16年規則43号〕

(焼却行為の特例)

第2条 条例第7条第3項ただし書に規定する板橋区規則で定める小型焼却炉は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）第62条に規定する小規模の廃棄物焼却炉とする。

追加〔平成13年規則48号〕、一部改正〔平成16年規則43号〕

(路上禁煙地区の指定、変更又は解除の告示等)

第3条 条例第14条第1項の規定により路上禁煙地区を指定したときは、当該地区内に路上禁煙地区標識（別記第1号様式又は別記第1号様式の2）を標示するものとする。

2 条例第14条第5項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 路上禁煙地区の名称
- (2) 路上禁煙地区を指定し、変更し、又は解除する範囲及び時間帯
- (3) 路上禁煙地区を指定し、変更し、又は解除する期日

追加〔平成16年規則43号〕、一部改正〔平成25年規則74号〕

(勧告)

第4条 条例第15条に規定する勧告は、勧告通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

一部改正〔平成13年規則48号・16年43号〕

(公表)

第5条 条例第16条に規定する公表は、東京都板橋区役所構内掲示場に掲示する等の方法により行うものとする。

一部改正〔平成13年規則48号・16年43号〕

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

追加〔平成16年規則43号〕

付 則

この規則は、平成11年2月1日から施行する。

付 則 (平成13年3月30日規則第48号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成16年6月25日規則第43号)

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

付 則 (平成17年9月27日規則第46号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

付 則 (平成25年10月25日東京都板橋区規則第74号)

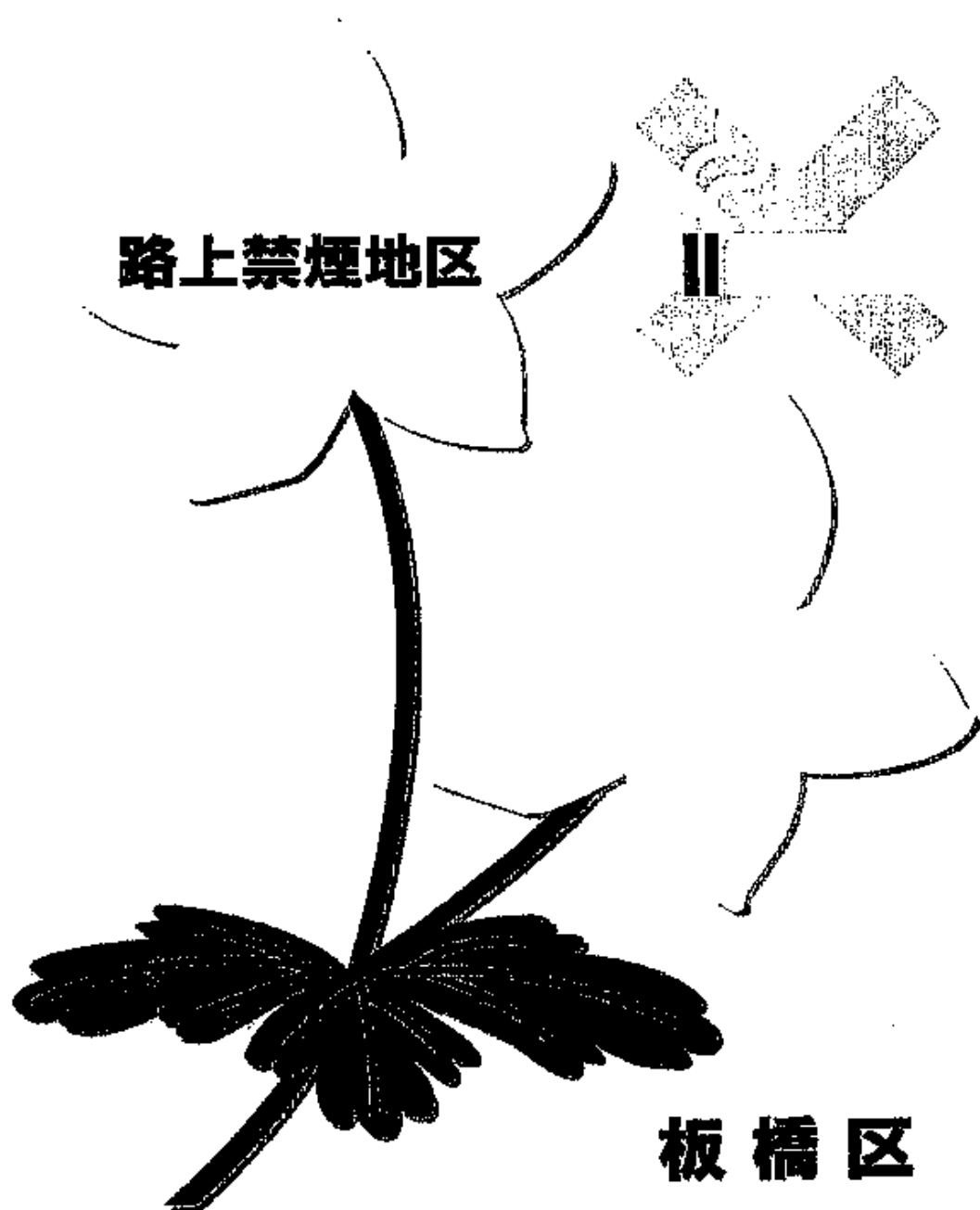
この規則は、平成25年11月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月29日東京都板橋区規則第24号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。



ルールとマナーを守りましょう



全部改正〔平成17年規則46号〕

別記第1号様式の2(1)(第3条関係)



追加〔平成25年規則74号〕

一部改正〔平成30年規則24号〕

別記第1号様式の2(2)



追加〔平成25年規則74号〕

一部改正〔平成30年規則24号〕

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

住 所
氏 名

板橋区長 ㊟

勸 告 通 知 書

あなたは、エコポリス板橋クリーン条例第 条の規定に違反していますので、同条例第15条の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、正当な理由なく、この勧告に従わないときは、氏名等を公表することがあることを申し添えます。

記

1 勧告の内容

2 勧告の理由

追加〔平成16年規則43号〕